

# 議会運営委員会会議録

平成27年11月26日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:25

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

### 【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
  - 2 議案の付託委員会について
  - 3 会期及び会議予定について
  - 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)の提出締切日について
    - (1) 一般質問通告締切日 11月27日(金)午後5時
    - (2) 議案に対する質疑通告締切日 12月 7日(月)午後5時
    - (3) 意見書案・請願(追加)提出締切日 12月 7日(月)午後5時
  - 5 陳情の取扱いについて
  - 6 その他
- 次回委員会予定 12月10日(木)本会議終了後

---

## ○委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成27年第7回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

## ○総務課長

予算関係の議案からご説明いたします。

別に配付いたしております『平成27年度補正予算資料』でご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、表の下に記載していますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後の所要額につきまして、一般会計で10億9892万5000円を減額するものでございます。

また、11の特別会計のうち今回補正いたします10の会計で7億7813万円を増額し、企業会計のうち今回補正いたします3つの会計で、2億8977万円を減額するものでございます。

合計で、6億1056万5000円を減額するものでございます。

2ページ以降に、補正予算の概要等について、記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。以上が、予算関係の議案でございます。

次に、予算関係以外の議案について、説明いたします。

「議案概要」で、説明いたします。

「議案第147号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」につきましては、平成28年1月から個人番号の利用が開始されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」に基づく個人番号の

利用、特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものでございます。

「議案第148号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するもので、追加費用対象期間のある障がい共済年金、遺族共済年金を厚生年金と同様の取扱いとするものでございます。

「議案第149号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部改正に伴うもので、市税の猶予を制度化し、固定資産税等の届出の際に法人番号の記載を義務づけるものでございます。

「議案第150号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきましては、畝割集会所と潤野下区集会所を無償譲渡するため、廃止するものでございます。

「議案第151号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」につきましては、県道鯉田中線道路改良工事に伴い、川島二本松農機具保管庫を移転建築するものでございます。

「議案第152号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、番号法等に係る関係省令の施行に伴うもので、保険料の徴収猶予、減免の申請事項に個人番号を追加するものでございます。

「議案第153号 飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例」につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付を終了するため本条例を廃止し、併せて関係条例を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。

「議案第154号 飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに、農業委員と農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、飯塚市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の全部改正を行い、併せて関係条例を整備するものでございます。

「議案第155号 飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例」につきましては、同じく農業委員会等に関する法律の一部改正に伴うもので、農業委員の選挙が廃止されたことにより、本条例を廃止するものでございます。

「議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」につきましては、児童遊園の用途変更等に伴い、6箇所の児童遊園を廃止するものでございます。

「議案第157号 飯塚市市民広場等条例の一部を改正する条例」につきましては、明星寺川調整池多目的広場を設置し、学頭調整池広場の位置の表示方法を変更するものでございます。

「議案第158号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するもので、追加費用対象期間のある障がい共済年金、遺族共済年金を厚生年金と同様の取扱いとするものでございます。

「議案第159号 契約の締結」につきましては、(仮称)子育てプラザ建設工事について、「協同建設 株式会社」と1億8485万8200円で請負契約を締結するものでございます。

議案第160号と次のページの第161号の2件の「財産の譲渡」につきましては、畝割集会所と潤野下区集会所の建物を、それぞれ地元の認可地縁団体に無償で譲渡するものでございます。

「議案第162号 財産の譲渡」につきましては、楽市川西集会所の敷地を、地元の認可地縁団体に無償で譲渡するものでございます。

「議案第163号 土地の取得」につきましては、行政財産用地として1万5886.45平方メートルを飯塚市土地開発公社から取得するもので、取得価格は1億4012万3606円に、平成27年10月13日から支払完了日までの間において土地開発公社が要する資金経費及

び事務費相当額を加算した額でございます。

「議案第164号 指定管理者の指定」につきましては、「サン・アビリティーズいいづか」の指定管理者として、「特定非営利活動法人 いいづか障害児者団体協議会」を平成28年度から5年間、指定するものでございます。

「議案第165号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市斎場」の指定管理者として、「イーグリス・グループ有限責任事業組合」を平成28年度から5年間、指定するものでございます。

4ページをお願いいたします。

「議案第166号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市営駐車場のうち「本町、飯塚立体、東町駐車場」の指定管理者として、「公益社団法人 飯塚市シルバー人材センター」を平成28年度から5年間、指定するものでございます。

「議案第167号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市新産業創出支援センター」の指定管理者として、「株式会社 福岡ソフトウェアセンター」を平成28年度から3年間、指定するものでございます。

「議案第168号 指定管理者の指定」につきましては、「庄内温泉筑豊ハイツ」の指定管理者として、「一般財団法人 筑豊勤労者福祉協会」を平成28年度から5年間、指定するものでございます。

「議案第169号 事務の受託」につきましては、平成28年4月1日から、うきは市の電子情報処理組織による戸籍事務の管理、執行に関する事務を受託するものでございます。

議案第170号と第171号の「市道路線の廃止、認定」につきましては、県道飯塚穂波線事業、棕本住宅団地跡地の払下げ、八木山地区 県営久保ノ尾川砂防事業に伴い3路線を廃止し、2路線を認定するものでございます。

「議案第172号 名誉市民の決定につき議会の同意を求めること」につきましては、飯塚市名誉市民条例に基づき、名誉市民1名の決定について議会の同意を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

5ページをお願いいたします。

報告第28号から第30号までの3件の報告でございますが、「交通事故及び車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例、6ヶ所ですか、6ヶ所の児童遊園の用途変更に伴う廃止と出ております。これ用途変更は、どういうふうになっておるのか、確認させてください。

○都市建設部長

今、ここに記載しております児童遊園、児童遊園ということで整備をしております。しかしながら、今現状といたしましては、児童遊園という位置付けではなくて、利用が、別の形で利用されているということでございますので、所管替えをするということを含めまして、児童遊園からの廃止をもって所管替えをしていきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに、質疑はありませんか。

○道祖委員

議案第168号 指定管理者の指定庄内温泉筑豊ハイツの件ですけれども、これ5年間、今、お願いしております筑豊勤労者福祉協会にお願いするような内容のものですけれども、5年間ということなんですけれどもね、先だってから、これについてはいろいろ協議されてきておりますけど、この相手が受けないとか、受けるとか、何とかというような話もあったような気がしますけれども、この扱い方についての考え方、5年間という考え方について、どういう考えで、5年間というふうになっておるか、説明をお願いできますか。

○経済部長

筑豊ハイツのあり方については、所管の委員会等でもご報告させていただいているところがございますが、今、内部におきまして、筑豊ハイツのあり方について、協議を重ね、委員会でもご意見をいただくような形で進めているところがございます。当初に説明した記憶もございますが、東京オリンピック、パラリンピックまでには、一定の目途を立てた上で、改善なり、継続なりということで進めておりますが、その中でスケジュール的に、今のところはっきりいつまでというのが明確でないところもございますので、現在のところ最大限5年間という期間を設けて、その進行状況によっては、協議の上指定管理を打ち切るというようなことも検討しながら進めていきたいということで5年間といたしております。

○委員長

道祖委員、経済建設委員会の所管でありますので、委員会をお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

議案第157号についてですけど、多目的広場として、季節を通して使用を改めるという記載がありますが、この中で遠賀川河川敷が2ヶ所及び穂波川、中ノ島、それから学頭排水池、明星寺調整池等の多目的広場という記載がありますが、多目的広場の定義、もしくは、これの使用用途について、ちょっとお知らせ願いますか。

○都市建設部長

市民広場というところがございます。それで、今回議案として、提案させていただいております学頭調整池、これにつきましては、今現在、整備も済んでおります。しかしながら、条例の中で、所在地の番地の、その分の表示に一部違いがあるということが判明しましたので、所在地の番地の変更と、それともう1つは、明星寺川の調整池、これにつきましても、既に整備はされております。その中で、表示を条例の中で謳い込むということでございます。それで、この広場の条例につきましては、今、既に中ノ島の市民広場等々もございます。その中で市民の方が利用されるというところを踏まえまして、広場条例ということで、表示をしておりますので、地元の方で使い勝手がいいような形の部分を含めて、条例化をしているというところがございます。そういうことで、今回につきましては、河川の部分で、調整池の部分につきましては、広場等の安全性も確保しながらということも含めまして、条例の変更ということにさせていただいております。

○吉田委員

市民広場で、広く多くの方々に利用していただくような形でというご答弁ですが、まず、遠賀川河川敷及び中ノ島と、中ノ之島については、花の植え付け、コスモスとか、彼岸花の植え付け等でいろいろ利用されていると思うんですけど、あと、遠賀川河川敷については、野球及びソフトボールのグラウンド使用等があるような状況が見受けられます。明星寺については、整備されたばかりなので、申すことはございませんが、学頭排水池については、一応前年度に整備されたということなんですけど、私もその河川敷、土手に市道がありますから、そこから上を見ても、常に水が溜まっている状態で、多目的広場として利用はなかなか困難じゃないかなという思いがありますので、今後ご検討されて、市民広場ということで使用される

のであれば、もうちょっと整備が必要かなと思っておりますので、その点よろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、ご説明いたします。議案書をお願いいたします。

議案第133号は総務委員会に、134号から136号までの3件は厚生委員会に、137号から141号までの5件は経済建設委員会に、142号及び143号は市民文教委員会に、144号から146号までの3件は経済建設委員会に、147号から150号までの4件は総務委員会に、151号は経済建設委員会に、152号は厚生委員会に、153号は市民文教委員会に、154号から157号までの4件は経済建設委員会に、158号は総務委員会に、159号は厚生委員会に、160号から162号までの3件は総務委員会に、163号は経済建設委員会に、164号は厚生委員会に、165号は市民文教委員会に、166号から168号までの3件は経済建設委員会に、169号は市民文教委員会に、170号及び171号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、議案第172号については、人事に関する案件でありますことから、人事議案の取り扱いに準じて、本会議最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

次に、報告事項3件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

お手元に配付しております「平成27年第7回飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、12月4日から12月18日までの15日間を考慮しております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともに会期日程(案)のとおりと考慮しておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明

のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件をご覧下さい。案件に記載いたしておりますように、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の議会運営委員会の翌日であります、明日11月27日(金)午後5時までとなっております。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案・請願の提出につきましては、いずれも12月7日(月)午後5時までに、提出していただきますよう、お願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり、陳情が1件ございます。

陳情第4号につきましては、その写しを12月4日の本会議初日開会前に、議席のほうにお配りすることといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「陳情の取扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会の開催は12月10日(木)の本会議終了後に予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。